

広情個審第51号

令和元年9月2日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年2月15日付け広市教学教第138号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第244号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年2月15日付け広市教学教第138号の諮問事案（諮問第244号事案）

平成29年8月23付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年9月6日付け広市教学教第72号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同月13日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

不適法に休日出勤を命じていない理由を明らかにせよ。

(2) 審査請求の理由

休日出勤を命じられるのは課長と広島市職務権限規程に決まっており、そうでなければ不適法である。市立学校のすべての休日出勤の実態を調べもせず不存在の結論を出すのは思い込みに過ぎない。8月23日の請求に対し、9月6日に結論を出すことはできない。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

- (1) 市長事務部局等の他部局の規程では「時間外勤務命令」と「休日勤務命令」は一体のものとして、同一の者（所属長）が行うこととしている。

したがって、「休日勤務命令」を「時間外勤務命令」と同様に高等学校の事務長が行っていることについては、市長事務部局等での取扱いと照らしても適切である。

- (2) 一方で、教育機関の長に対する事務委任規則に「休日勤務」に関する規定がないという瑕疵（規

定の不備)は存在するものの、以下の理由から、このことをもって事務長の休日勤務命令が違法、無効となるものではない、

- (3) これらの規定は休日勤務命令等を含む本市職員の勤務時間等のサービスを適正に管理するとともに、公務を効率的に遂行するため、組織内部の統制を図ることを目的として設けているものであり、例えば許認可事務などの行政行為において明確に法律違反に該当して無効になるというものとは性質が異なる。さらには、規定の不備という瑕疵に起因して市民の権利・利益を侵害したり、公共の福祉を害することも生じていないことから、休日勤務命令を取り消すべき理由も存在しない。
- (4) したがって、休日勤務命令そのものに何ら違法性はなく、有効なものである。
- (5) ゆえに、不適法に休日勤務を命じたことはなく、当庁は開示請求の対象となる文書を作成していないため、開示請求の内容に対応する条例上の公文書は存在しない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 請求人は、教育委員会事務局課長が決裁に関与せず不適法に広島市立学校の事務職員に休日勤務を命じられた書類及び休日出勤手当が支給されたこと分かる書類（以下「本件書類」という。）の開示を求めている。
- (2) 審査請求の趣旨及び理由から、請求人は、①広島市教育委員会職務権限規程（昭和42年広島市教育委員会訓令第5号）では、教育次長、部長、課長及び事務局又は部の専門職位以外の職員に対する休日勤務の命令は課長又は所長の職務権限とされていること（別表の職務権限表の1共通職務権限の5(1)）及び②現行の教育機関の長に対する事務委任規程（平成30年広島市教育長訓令第1号。以下「委任規程」という。）には、学校職員の休日勤務の命令は、教育長から学校の長に委任する旨規定されているが（第2条第3号）、請求人が本件開示請求を行った時点では、全部改正前の教育機関の長に対する委任規程（以下「全部改正前の委任規程」という。）にはこの旨の規定がなかったことを踏まえて、広島市立学校の学校長が事務職員に不適法に休日勤務を命じた事例があると考えて、本件書類の開示を求めているものと解される。
- (3) これに対して、実施機関は、全部改正前の委任規則に休日勤務に関する規定がないという不備はあったものの、休日勤務命令そのものに違法性はなく、したがって不適法に休日勤務を命じたことはないことから、本件開示請求の対象となる公文書は作成していない旨主張する。
- (4) 本件に関する法の規定等は、次のとおりである。

ア 法の規定

- ① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第21条柱書き及び第1号は、学校その他の教育機関の管理に関することは教育委員会が管理及び執行すると規定している。

なお、法第21条第1号の管理には、職員の任命その他の行為を行う人的管理を含むと解されていることから、学校の事務職員に対する休日勤務の命令もこれに含まれると解される。

- ② 法第25条第1項は、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任することができる」と規定している。
- ③ 法第25条第4項は、教育長は、第1項の規定により委任された事務の一部を教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任することができる」と規定している。

イ 実施機関における取扱い

- ① 法第21条柱書き及び第1号の規定により、本来は実施機関が、学校その他の教育機関の人的管理に関する事（休日勤務の命令を含む。）を管理及び執行する。
- ② 法第25条第1項の規定により、実施機関は、広島市教育委員会規則を定めて、学校その他の教育機関の人的管理に関する事（休日勤務の命令を含む。）を教育長に委任している（広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年広島市教育委員会規則第5号）第2条柱書き及び第1号）。
- ③ 法第25条第4項の規定により、教育長は、学校その他の教育機関の人的管理に関する事（休日勤務の命令を含む。）を学校の長に委任している。

なお、教育長は、学校の長に委任する事務を委任規程第2条に定めているが、全部改正前の委任規程には、休日勤務の命令は明文化されていなかった。平成30年3月31日、教育長は委任規程を全部改正した際に、休日勤務の命令を学校の長に委任する旨を明文化し（委任規程第2条第3号）、平成30年4月1日から施行した。

- (5) 法第25条第4項は、教育長は、第1項の規定により委任された事務の一部を教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任することができる」と規定しているが、法第25条第1項とは異なり、委任の方法については具体的に明記していない。

休日勤務の命令の委任についても、他の事務と同様に、委任規程に規定することが適当であったとは考えられるが、法第25条第4項の規定を踏まえると、規定していない状態で学校の長が職員に休日勤務の命令をしたとしても、その行為が直ちに法の規定に反するものであったとは言えない。

- (6) 以上のことから、請求の対象となる公文書を作成していないという実施機関の説明が不合理とは言えないことから、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 ・ 2 ・ 1 5	広市教学教第 1 3 8 号の諮問を受理 (諮問第 2 4 4 号で受理)
R 1 ・ 6 ・ 2 7 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 7 ・ 2 5 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 8 . 2 2 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授